

布川事件再審公判で判決 水戸地裁土浦支部

無実を訴えつづけて 43 年！

桜井昌司さん杉山卓男さんに真っ白な無罪を

桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会

ふかわ

布川事件ニュース

5月24日はみなさん土浦へ

東日本大震災により延期されていた布川事件再審公判の判決日、5月24日をやっと迎えることができました。支援をお寄せいただいたみなさんも一日千秋の思いでいたことでしょう。

の日、午前10時土浦駅集合で行動を開始します。ぜひ、多くの方のご協力を願います。

事件から44年になろうという今年、桜井昌司さん杉山卓男さん2人の訴えがやっと実を結びます。この間の弁護団のご努力、守る会のみなさんのご支援のちからがこの日を迎えました。

「控訴するな」の声を検察庁に

前号のニュースでお知らせしたように、私たちはこ

弁護団、守る会は25日、ただちに水戸地検、東京高検に「控訴するな」の申し入れをおこないます。東京高検には引き続き6月2日、7日（いずれも午後2時から）に申し入れをおこ

5月24日の行動(予定)

- 午前10時00分 土浦駅西口集合
裁判所へ人権ウォーク
- (傍聴整理券交付 午前10時00分～11時00分)
- 午前11時35分 傍聴券抽選結果発表
- 午後0時30分 裁判所正門前 請求人・弁護団見送り そのまま待機
- 午後1時30分～5時00分 判決公判
- 午後3時～4時 土浦駅頭宣伝
- 午後4時30分 裁判所正門前集合 請求人・弁護団歓迎待機
- 午後5時30分～ 記者会見・報告集会
(ホテルマロウド筑波)
- 午後7時00分～ パーティー(会費6,000円)
(ホテルマロウド筑波)

第373号
〒113-0034
東京都文京区
湯島2-4-4
平和と労働センター
・全労連会館5F
☎03-5842-6464

被災地にボランティアで

「頑張る！」の気持ちを貰ってきた

桜井 昌司

判決が延期され、それに伴う予定も延期や中止になった先月からは、かなりノンビリと過ごしました。大成建設の新人社員が映画（「シヨージとタカオ」）を鑑賞してくれたことで、横浜で舞台から挨拶をしました。教育担当者が見て、新入社員に見せたい！となったそうです。また、滋賀県弁護士会の憲法の集いに招かれて行って来ました。

東葛救援美術展に行く

印象に残った宮本和郎さんのお話

杉山 卓男

活動は、この程度でゴールデンウィークも水上や長野県へバスの旅をするなど、判決を前に英気を養う時間を過ごせました。

の告 ち報 た況 私近

た4日間のボランティ
アでした
が、車に寝
泊まりし

ゴールデンウィーク真っ盛りの4日、救援会などが加わった実行委員会が主催する「東葛救援美術展」に行ってきました。会場は、小さなビルの小さな部屋でしたが、入場者も多く活気が溢れていました。久しぶりに柏の鎌田さんともお会いし、またこの美術展の実

行委員長が、知り合いの税理士新山さんだったことも知り旧交を温め合ってきました。鎌田さんの話では、初日にしてはご協力が多いとのことでした。

この日のおいさつのなかで、画家の宮本和郎さんのお話が印象に残りました。それは、中学生の時に、線路に数個の石が置かれていた事件があって、犯人が捕まらない警察は、近くを数人の中学生が通ったという目撃情報を得て、当時、中学生だった宮本さん達数人を警察に連れて行き、「だれが真犯人だろうと関係ない、こいつらを犯人にしちゃえ」とのストーリーを作り、強引な取り調べをしたそうです。宮本さんには、「友人のだれだれがお前とやったと言ってるぞ」とか疑心暗鬼にして自分を迫ったそうです。ですから冤罪事件にはトラウマがあると聞いていました。いつになっても警察は同じだと感じました。

布川事件守る会総会は 6月18日新宿農協会館で

場所 新宿農協会館8階ホール
第1部 守る会報告、弁護団報告
第2部 懇親会

(木)、6月7日(火)時間はいずれも正午から

◇判決報告決起集会

日時 6月1日(水)午後6時30分

◇冤罪事件全国一斉宣伝
日時 5月20日(金)午後6時

場所 新宿農協会館8階ホール
報告 塚越豊弁護士(布川事件弁
護団事務局長)

◇布川事件マリオン前宣伝
日時 5月25日(水)午後3時
5月29日(日)午後1時

総会の日程、会場がさいさん変更になり申し訳ありません。当初、予定した日時に会場を確保できなかつたためです。

◇布川事件守る会第34回総会

日時 6月18日(土)午後1時30分

◇日弁連前宣伝

日時 5月25日(水)、6月2日

(29日は午後4時までのロングラン宣伝。ぜひ、ご参加ください)

布川事件弁護団が2回にわたって行った「警察・検察の違法、不正な捜査・公判活動」についての記者会見の内容を松江頼篤弁護士に紹介していただきました。

当初2011年3月16日に予定されていた判決言渡に備え、弁護団は①冤罪を招いた警察・検察の違法行為、②布川事件の争点・証拠開示について、2011年1月26日と同年2月23日の2回にわたり、弁護士会館に報道機関を招き、資料を配りレクチャーを実施した。両日とも水戸から大勢の記者が来たり、カメラも数台入り、報道機関の関心の高さが感じられた。

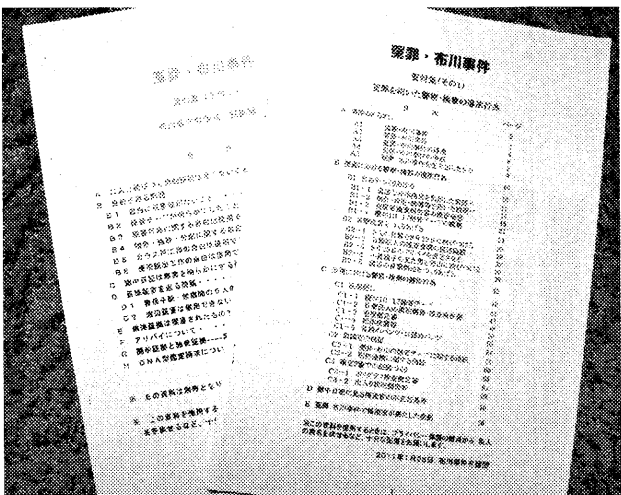
▽1回目のレクチャーで…

記者会見で違法・不正の資料示して

1回目(2011年1月26日)のレクチャーでは、警察・検察の違法行為に焦点を当てた。記者の反応は最近の大阪地検特捜部の出来事もあり熱心だった。警察・検察は、別件逮捕の後、二人を犯行に結びつける確たる証拠は何もなく、それどころか、無罪方向の証拠があるのに、これを無視し、違法な取調べで供述証拠を

〈布川事件〉冤罪生み出すは無実の証拠を隠し誤魔化す

作り出すこと(歪曲と捏造)



記者会見で弁護団が配付した資料には、再審請求審、再審公判で明らかになった警察・検察の違法行為の数々が…

を奪い取った。これら警察・検察の違法行為が「冤罪・布川事件」を生み出した最も大きな原因である。これらの違法行為について、捜査段階・公判段階に分け、それぞれ報告した。

捜査段階での違法行為

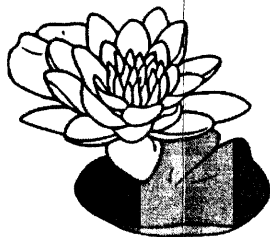
捜査段階の違法行為では、虚偽自白が作られる過程として、①違法な「別件

に邁進し、拘留所に移監後、二人が否認すると再び代用監獄に移監し、別件起訴後の勾留を利用して再自白を強要し、証拠の間に矛盾が生じようとも、無罪方向の証拠があらわれてもこれを誤魔化し、つじつまを合わせて強引に起訴に持ち込み、一旦起訴した以上はその公判維持のため、無実の証拠はひた隠し、証拠開示の要求に検察官が虚偽の答弁をし、取調官が偽証までして、検察に無批判な確定審の裁判所から誤った判決

逮捕・勾留」の下での取調べ、「別件起訴後勾留」を悪用した違法な取調べがなされ、いずれも法によつて認められた逮捕・勾留による身体拘束期間制限を逸脱するものであったこと、また、偽計・脅迫・誘導等を用いた違法な取調べが行われていたことを獄中日記、再審公判調書等により具体的に説明し、②捜査報告書等の捏造疑惑について調書を添付して解説し、③櫻井10・17録音テープには10箇所以上の編集痕（録音の停

事実を自分に合うように歪めたことについて調書を添付して解説した。また、②目撃証人の捜査書類も捏造した疑惑があり調書を添付して説明した。また、③アリバイについてもバー「ジュン」の経営者らの供述を誘導してアリバイが否定されるようにしていたことを説明した。④重要な目撃証人であるO親子、W氏らについても、前者については被害者宅前の男の特長を杉山に結びつけるように誘導していったこと、後者に

こと、これらはいずれも無罪方向の重要な証拠である。また、自白内容と矛盾する「絞殺」を示唆している死体検案書、首締めパンツ、口詰めパンツ等も確定審では証拠として開示されないままであったことを鑑定書、検案書、パンツの写真等を添付して説明した。そして、櫻井10・17録音テープの存在を捜査官が法廷で偽証して隠していたことを偽証部分の公判調書を添付して説明した。別件逮捕についても捜査官が偽証していたことが明らかとなった。ポリグラフについて記



笑の原因明らか

警察・検察の違法行為

布川事件弁護団 松江 頼篤

止・再開、上書き、テープカット)があつたこと、録音時間と再生時間に齟齬があること、テープ中断中に供述を誘導していることが認められること等を解説した。

自白以外では、目撃証言が歪められていく過程として、①米橋で二人と会った日の記憶がはっきりしない証人達に対し、無理矢理それは事件のあつた8月28日のことであつたとする調書を作り上げ、自白のみならず目撃証言も誘導により

については誘導と迎合により証言内容が作り上げられてきたことを、調書等を添付して説明した。

公判段階での違法行為

公判段階の違法行為では、検察官が虚偽の答弁をしてO母、W氏、米橋の目撃証人らの初期供述調書等を隠し続けていたこと、毛髪鑑定書も隠し続けてきた

▽2回目のレクチャーで:

重い扉開けた弁護団の活動を紹介

2回目(2011年2月23日)のレクチャーでは、物的証拠(第三者の存在を示す遺留指紋、毛髪鑑定)、自白を巡る問題、獄中日記、目撃証言を巡る問題、アリバイ等、布川事件の争点全般について資料を付けてそれぞれ説明した。また、開示証拠のリスト、弁護団が独自に提出した新証拠のリストを表にして整理し、これらが相俟つて再審の重い扉を開かせたことを説明した。

最後に、DNA型鑑定請求について、弁護団は不明朗な検察官の証拠の借り出し行為、再審公判での検察の新規立証は許されない等の問題点を指摘し、裁判所

が弁護団の指摘を受け、同鑑定請求を前提条件が整っていないとして却下した意義のある裁判例であること、を報告した。記者からは、今の裁判制度だったらどうなつたと思うか、DNA型鑑定請求が却下されたことはどういう意味をもつかなどの質問があり、布川事件への関心の強さが窺われた。

(まつえよりあつ・弁護士)

『おことわり』大見出し、小見出しなど編集部がつけました。